

盛岡市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 8 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 12 月 25 日付け 27 盛監第 54 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健福祉部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 12 月 25 日付け 27 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部障がい福祉課）

- ① 公金とすべき現金の取扱いに当たり、歳入歳出予算に計上せずに処理し、かつ、長期に保管していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- ② 証明書の交付に当たり、手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める

2 措置の状況

（1）措置の内容

- ① 今後同様の事例を扱う場合には、テキスト販売業者が直接取扱うこととした。
なお、市が関与する場合には、歳入歳出予算に計上の上、即日収入処理するよう所属職員に周知徹底した。
- ② 盛岡市手数料条例に基づき、適切に処理を行うよう課内研修会を開催し、周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

- ① 原因は、テキスト販売業者が直接取扱うべきものを、市が関与することによって市の責任となることの認識が不足していたことによる。
今後は、テキスト販売業者が直接取扱う方法をとるよう所属職員に周知徹底した。
- ② 原因は、身体障害者手帳を所持していた旨の証明書の交付にあたり、従来より申請件数が少なかったことから、手数料徴収の対象となる証明書であるという認識が不足していたことによる。

今後は、新たに証明書発行及び手数料徴収に係る取扱い手引きを作成し、所属職員に周知した。